

# デイサービスセンター青空 運営規程

## (指定通所介護事業所)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人青空が開設する指定通所介護事業所・指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従事者（以下「職員」という。）が適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は事業対象者、要支援又は要介護状態等になった利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように努めるものとする。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格、人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めると共に、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する事業所、地域関係団体、ご家族との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター青空
- (2) 所在地 静岡県沼津市小諏訪15番地の1

### (職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し生活上の相談を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の健康及び内服薬管理・医療機関との連携を行う。
- (3) 介護職員 2名以上  
介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の援助を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 事務職員 1名以上  
事務職員は、事業所に必要な庶務及び経理事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

通所介護・介護予防通所サービス 18名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（12月29日から1月3日を除く  
但し必要に応じて変更する場合がある）
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時00分
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分

(指定通所介護・指定介護予防通所サービスの内容)

第7条 指定通所介護・指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立支援
- (3) 着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供
- (5) 健康管理
- (6) 生活動作の改善、又は維持のための機能訓練
- (7) 利用者、家族に対する相談、助言
- (8) 送迎
- (9) その他レクリエーション、行事等のサービスの提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護・指定介護予防通所サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣もしくは沼津市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・指定介護予防通所サービスが法定代理受理事務であるときは、負担割合通知の記載通りの割合額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。

- (1) 通常の事業の実施地域以外に居住をする利用者の送迎料は実費とする。  
なお、送迎自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmにつき50円を徴収する。

(2) 食費（おやつ代含む） 850円 行事食追加300円（不定期）

(3) おむつ代 パット37円～、紙パンツ210円～ 実費

(4) レクリエーション材料費 利用者の希望によるもの実費（50円～1000円程度／回）

(5) 前各号に掲げるものの他、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明した上、支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼津市内とする。但し、志下以南、旧戸田村・大平地区を除く。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 指定通所介護・指定介護予防通所サービスの利用に際し、利用者は事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。故意または重大な過失により破損等した場合には自己の費用により原状回復するか相当の対価を支払うものとする。  
また利用者は、利用にあたり貴重品の持ち込みをしないこと、他の利用者への迷惑行為をしないこと等公共の秩序に反する行為は行わない。

(緊急における対処方法)

第11条 職員は利用者に緊急事態が生じた時は、直ちに管理者に報告すると共に主治医に連絡し、医師の指示に従う。尚、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(災害対策)

第12条 非常災害に適切に対処するために別に定める防災管理規定に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。又、防災訓練は毎月1回行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においても、これらの秘密の保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 介護保険その他の関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を公開する。又、利用者及びその家族の個人情報の使用に関しては予め個人情報使用同意書により利用者及びその家族から同意の署名を得た後に使用することとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員又は(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、認知症等により、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束をおこなうものとする。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者及び家族に説明をし、文書によりあらかじめ同意を得るものとする。
- 3 やむを得ず身体拘束を行う場合には、事業所はその様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(規程の補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については事業所の管理者が社会福祉法人青空の理事長と協議し定めるものとする。

附表

平成22年4月1日 施行 平成23年8月1日 改定 23年10月1日改定 24年1月11日改定  
平成24年4月1日改 平成25年12月9日改 平成27年4月1日改 平成28年3月31日改  
平成29年3月31日改 平成30年4月1日改 平成31年4月1日改 令和3年11月1日改 令和  
5年8月1日改 令和7年8月1日改